

## ○大分県立美術館の利用許可手続に関する規程

平成26年8月22日県美第338号知事承認

平成27年4月7日県美第38号知事承認

令和元年7月4日芸文ス振第483号知事承認

### (趣旨)

第1条 この規程は、大分県立美術館利用規則（平成25年大分県規則第48号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、大分県立美術館（以下「美術館」という。）の利用許可手続について必要な事項を定めるものとする。

### (利用許可申請及び利用許可)

第2条 美術館を利用しようとする者は、利用許可申請書（様式第1号～第4号）を理事長に提出し、許可を受けなければならない。ただし、理事長は、その者に対し事前に催物内容等を明らかにした書類を提出させ、内容の審査を行い、利用について指導できるものとする。

2 美術館を初めて利用しようとする者は、施設利用誓約書（様式第13号）を理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、第1項の規定により利用の許可をしたときは利用許可書（様式第5号）を、許可しないときは利用不許可通知書（様式第6号）を、申請者に交付するものとする。

### (利用許可申請期間及び受付時間)

第3条 前条の規定による申請は、別表1に掲げる施設の区分に応じた期間に行うものとする。

2 受付時間は、午前10時から午後5時までとする。

### (利用許可の変更許可申請)

第4条 第2条第1項の規定により利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）がやむを得ない事情により当該許可に係る事項を変更しようとするときは、理事長が別に定める日までに、利用変更許可申請書（様式第7号）を理事長に提出し、許可を受けなければならない。

2 理事長は、前項の規定による申請が適当と認められるときは、利用変更許可書（様式第8号）を利用者に交付するものとする。

### (利用申請の取下げ又は利用許可の取消しの申出)

第5条 利用者が、美術館の利用申請を取り下げようとするとき、又は利用を取り消そうとするときは、利用取消申出書（様式第9号）を理事長に提出しなければならない。ただし、利用を取り消す場合には、当該申出書に第2条第3項に規定

する利用許可書を添付して行うものとする。

- 2 理事長は、前項の規定による申し出があったときは、申請者に対し利用取消申出受理書（様式第10号）を交付するものとする。

（連続利用）

第6条 同一の利用者が連続して美術館を利用できる日数（以下「連続利用可能日数」という。）は、次の表のとおりとする。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

施設区分	連続利用可能日数
展示室 A 展示室 B アトリウム	14日以内
研修室 アトリエ	7日以内

（利用者等に対する指示）

第7条 理事長は、美術館の利用者及び観覧者等（以下「利用者等」という。）の守るべき事項をその利用者等に対し指示することができる。

（利用の不許可又は利用許可の取消し等）

第8条 理事長は次の各号に該当する事由が生じた場合は意見を付して、速やかに知事と協議し、その決定を得なければならない。

- (1) 第2条の規定に基づいた許可を取り消す場合
  - (2) 第4条の規定に基づいた許可の変更を取り消す場合
  - (3) 大分県立美術館の設置及び管理に関する条例（平成25年大分県条例第7号）第7条第2項各号の一に該当するために利用を許可しない場合
- 2 美術館は、前項の規定による利用の不許可等によって利用者が受けた損害については、補償しない。

（利用料金）

第9条 美術館の利用料金は、別表2及び別表3のとおりとする。

（利用料金の徴収時期）

第10条 利用料金は、美術館の利用申請のときから利用の前までの間において、理事長が指定するときに徴収するものとする。ただし、理事長が特に認める場合は、利用後に徴収することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、附属設備・器具及び駐車場の利用料金は、美術館の

利用最終日に徴収するものとする。超過利用料金のうち利用最終日に徴収することが適当と認められるものについてもまた同様とする。

(利用料金の納入方法)

第 11 条 利用料金の納入方法は、次表の左欄に掲げる施設等の区分に従い、右欄に掲げるとおりとする。

施設等区分	納入方法
展示室 A 展示室 B アトリウム	利用許可申請日から 10 日以内に利用料金の 30%相当額（ただし、利用者が申し出た場合は、全額）を納入する。残額は、利用日前の理事長が別に指定する日までに納入する。
研修室 アトリエ	利用許可申請時に利用料金の全額を納入する。
附属設備・器具 駐車場	利用最終日に利用料金の全額を納入する。

(取消料金)

第 12 条 利用者が当該施設等の利用を取り消した場合（利用の取消しを申し出ることなく当該施設等を利用しなかった場合を含む。以下同じ。）には、次表のとおり取消料金を徴収するものとする。

施設区分	取消し時期	取消料金
展示室 A 展示室 B アトリウム	利用開始日の 30 日前までに取り消したとき	利用料金の 30%相当額
	利用開始日の 29 日前以降に取り消したとき	利用料金の全額
研修室 アトリエ	取消しの時期の区分なし	利用料金の全額

(利用料金の還付)

第 13 条 既納の利用料金は、還付しないものとする。ただし、次の各号に掲げる場合においては、既納の利用料金の全額又は一部の額を還付するものとする。

- (1) 利用者の責めに帰すことができない理由で美術館を利用できなくなった場合  
利用料金の全額
- (2) 利用者が展示室 A、展示室 B 又はアトリウム利用の取消しを利用開始日の 30 日前までに申し出た場合  
既納額から前条の規定による取消料金の額を差し引いた額に残額がある場合は、当該残額

(3) 理事長が必要と認める場合 理事長が必要と認める額

(還付の手続)

第14条 前条の規定により、利用料金の還付を受けようとする者は、利用料金還付申請書(様式第11号)を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項に規定する申請があったときは、内容を審査し、相当と認めるものについて還付の決定を行うものとする。

3 理事長は、前項の規定により還付を決定したときは、利用料金還付決定通知書(様式第12号)を申請者に交付するものとする。

(職員の立入り)

第15条 理事長は、美術館の管理上必要と認めるときは、施設内に職員又は委任した者を立ち入らせ、必要な指示をさせることができる。

(模様替え等)

第16条 利用者は、美術館の利用に際し、施設等を模様替えし、又はこれに設備等を付加しようとするときは、あらかじめ理事長の許可を受けなければならない。

(原状の回復)

第17条 利用者は、美術館の利用を終了したときは、直ちに利用した施設等を原状に復し、職員の検査を受けなければならない。第8条第1項の規定により利用の許可を取り消されたときも、同様とする。

(適用除外)

第18条 第2条から第6条までは、駐車場について適用しない。

(補則)

第19条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年8月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月7日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。